

福県医発第1850号（地）

平成16年1月16日



各医師会長 殿

各看護学校長 殿

福岡県医師
会長 関原 敬次郎



厚生労働省「看護職員資質向上推進事業」実施要綱の改正等について

標記事業を含む厚生労働省の看護関係補助事業の実施要綱の案については、平成15年8月8日付（福県医発第921号（地））にてお知らせしておりましたが、日本医師会より標記事業の実施要綱が別添のとおり改正された旨、通知がありましたので御連絡いたします。

本件は、9月に出された同事業実施要綱の正式文書において、案文とは異なる不適当な文言の変更がなされたことから、日本医師会より厚生労働省に対して強く抗議し、変更を求めているものであります。

また、看護師等養成所運営費補助金の基準額については、同文書でお送りしておりました案の段階と変わっておりませんが、ご参考までに交付要綱をお送りいたします。

つきましては、本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





(地 I 213)

平成16年1月7日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

柳 田 喜 美 子



厚生労働省「看護職員資質向上推進事業」実施要綱の改正等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省の看護関係補助事業の実施要綱につきましては、平成15年8月1日付（地 I 105）の文書をもって、その案をお知らせしておりましたが、今般そのうちの「看護職員資質向上推進事業」の実施要綱について、別紙の通り訂正されたので、ご連絡申し上げます。

本件は、9月に出された同事業実施要綱の正式文書において、案文とは異なる不適当な文言の変更がなされたことから、本会が厚生労働省に対して強く抗議し、変更を求めていたものであります。

また、看護師等養成所運営費補助金の基準額についても同文書でご連絡しておりますが、今般交付要綱が出されましたので、ご参考までにお送り申し上げます（基準額については、案の段階と変わっておりません）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解賜りますようよろしくお願い申し上げます。





事 務 連 絡
平成15年12月24日

各 都 道 府 県
社 団 法 人 日 本 看 護 協 会
社 団 法 人 日 本 助 産 師 会
社 団 法 人 日 本 精 神 科 看 護 技 術 協 会
社 団 法 人 全 国 社 会 保 険 協 会 連 合 会
日 本 赤 十 字 社

} 看護担当者 殿

厚生労働省医政局看護課
予 算 係 長

「看護職員資質向上推進事業実施要綱一部改正」の
差し替えについて

標記実施要綱の一部改正につきましては、平成15年9月1日医政発第0901006号厚生労働省医政局長通知により周知したところではありますが、今般、下記のとおり一部に訂正が生じました。

つきましては、別添のとおり訂正分を送付致しますので、既に送付済みの通知の差し替えをお願い致します。

なお、上記通知の訂正により、同日付け事務連絡「看護職員資質向上推進事業の積極的活用について」においても訂正が生じておりますので、併せて差し替えをお願いします。

記

○訂正箇所

1. 実施要綱本文「2. 事業の内容 (1) 資質向上推進計画策定事業」中及び別紙1「資質向上推進計画策定事業の実施について 1. 目的 及び 2. 実施方法 (1) 委員会の設置のウ」中

(訂正前)

准看護師の看護師への移行を促進するために必要な事項や看護職員の資質の向上のために地域に必要な研修の計画立案・・・

(訂正後)

看護職員の資質の向上のために地域に必要な教育機関・研修の計画立案・・・

2. 実施要綱本文「4. 実施主体」中

(訂正前)

看護職員資質向上推進事業の実施主体は都道府県とする。(ただし、2の(4)の実

施主体については都道府県及び厚生労働大臣が認める者とする。)

また、事業の目的の達成のために必要があるときは、都道府県は事業を関係団体に委託することができる。

(訂正後)

看護職員資質向上推進事業の実施主体は都道府県とする。(ただし、2の(4)に定める事業のうち、看護職員専門分野研修の実施主体については都道府県及び厚生労働大臣が認める者とする。)

また、事業の目的の達成のために必要があるときは、都道府県は事業を関係団体に委託することができる。

健 政 発 第 6 9 6 号
平成 1 1 年 6 月 1 1 日
一部改正 健 政 発 第 3 0 6 号
平成 1 2 年 3 月 1 7 日
一部改正 医 政 発 第 6 1 3 号
平成 1 3 年 6 月 8 日
一部改正 医 政 発 第 0 9 0 1 0 0 6 号
平成 1 5 年 9 月 1 日

看護職員資質向上推進事業実施要綱

1. 目 的

この事業は、近年の少子高齢化の進展や疾病構造の変化による医療の高度化・専門分化に対応し、国民の要望に応じることができる資質の高い看護職員の確保に資することを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 資質向上推進計画策定事業

医療関係者の代表等からなる資質向上推進委員会を開催し、看護職員の資質の向上のために地域に必要な教育機関・研修の計画立案、研修会等への参加を容易とする方法等について話し合い、推進計画の策定等による計画的な卒後教育の実施により、看護職員の資質の向上を図る。

なお、本計画については、下記の(2)～(4)の事項を盛り込むこととする。

(2) 専任教員再教育事業

看護職員養成については、医療の高度化・専門分化に対応できるよう、その教育内容の向上を図るため、逐次カリキュラム改正等が行われているところであり、資質の高い看護職員の養成を図るため、専任教員の再教育研修を実施し、看護教員の資質の向上を図る。

(3) 看護教員等養成事業

医療の高度化・専門分化に対応するため、看護師等養成所のカリキュラム改正等が逐次行われ、専任教員配置の充実や実習場所の拡大等により教育内容の向上が図られているところであり、その需要に対応するため、看護教員養成講習会及び実習指導者講習会を開催し、看護教員等の確保と資質の向上を図る。

(4) 看護職員臨床技能向上推進事業

指導的立場に立つ熟練した看護職員及び実務経験5年以上の中堅看護職員に対し、各々の段階に応じた研修を実施し、専門性の高い看護職員の育成を重点的に促進する。

3. 事業の実施

事業の実施については、資質向上推進計画策定事業は別紙1、専任教員再教育事業は別紙2、看護職員臨床技能向上推進事業は別紙3、看護教員等養成事業は、厚生省健康政策局長通知（平成10年3月4日付健政発第241号「看護教員養成講習会実施要領について（通知）」及び平成6年10月31日付健政発第783号「都道府県保健婦助産婦看護婦実習指導者講習会の開催について」）によることを基本として、地域の事情に合わせた実施体制を確立する。

4 実施主体

看護職員資質向上推進事業の実施主体は都道府県とする。（ただし、2の（4）に定める事業のうち、看護職員専門分野研修の実施主体については都道府県及び厚生労働大臣が認める者とする。）

また、事業の目的の達成のために必要があるときは、都道府県は事業を関係団体に委託することができる。

5 国の補助

国は、予算の範囲内で、看護職員資質向上推進事業に要する経費について別に定める基準により、補助するものとする。

(別紙1)

資質向上推進計画策定事業の実施について

1. 目 的

現在地域において実施されている看護技術研修等の卒後教育については、公的な医療機関や比較的規模の大きな医療機関に勤務する看護職員の参加が中心となっている。

このような現状から、都道府県において、医療関係者の代表等からなる資質向上推進委員会を開催し、看護職員の資質の向上のために地域に必要な教育機関・研修の計画立案や研修会等への参加を容易とする方法などについて話し合い、資質向上推進計画の策定等により計画的な卒後教育の実施を推進する。

2. 実施方法

(1) 委員会の設置

ア. 都道府県を中心として、計画策定委員会、作業委員会等を設置する。

イ. 計画策定委員会は、看護協会、医師会や養成所協議会などの医療関係団体の長を中心として、資質向上推進計画の策定やその推進に必要な体制を整備する。

ウ. 作業委員会は、医療機関や関係団体などの看護卒後教育に関係する者を中心として、看護職員の資質の向上のために地域に必要な教育機関・研修の計画立案や研修会等への参加を容易とする方法等の検討を行う。

なお、研修希望状況の把握や卒後教育の実施機関の選定等を行う必要があると考えられるため、二次医療圏単位で委員会を設置することが望ましい。

エ. 委員会の議事内容は広く関係者に公開し、地域をあげて積極的に取り組むこととする。

オ. 委員会は、研修の評価方法を検討し、実施した研修会の効果を確認することにより、より有効な研修の企画立案に努めるものとする。

(2) 委 員 数

計画策定委員10人程度、作業委員10人程度とする。

(3) 委員会の開催

計画策定委員会は年2回程度、作業委員会は年6回程度とする。

(4) 資質向上推進計画

資質向上推進計画については、研修等について、管内全域あるいは二次医療圏単位での実施とするか、又は、毎年実施あるいは隔年実施とするかなどを具体的に記載することとし、また、併せて研修会等への参加を容易とする方法等を具体的に記載することにより、普及啓発に取り組むとともに、関係者に対し協力を依頼するものとする。

看護職員資質向上推進事業実施要綱の対照表

改正後	改正前
看護職員資質向上推進事業実施要綱 1. 目的 (略) 2. 事業の内容 (1) 資質向上推進計画策定事業 医療関係者の代表等からなる資質向上推進委員会を開催し、看護職員の資質の向上のために地域に必要な教育機関・研修の計画立案、研修会等への参加を容易とする方法等について話し合い、推進計画の策定等による計画的な卒後教育の実施により、看護職員の資質の向上を図る。 なお、本計画については、下記の(2)～(4)の事項を盛り込むこととする。 (2) 専任教員再教育事業 (略) (3) 看護教員等養成事業 医療の高度化・専門分化に対応するため、看護師等養成所のカリキュラム改正等が逐次行われ、専任教員配置の充実や実習場所の拡大等により教育内容の向上が図られており、その需要に対応するため、看護教員養成講習会及び実習指導者講習会を開催し、看護教員等の確保と資質の向上を図る。 (4) 看護職員臨床技能向上推進事業 指導的立場に立つ熟練した看護職員及び実務経験5年以上の中堅看護	看護職員資質向上推進事業実施要綱 1. 目的 (略) 2. 事業の内容 (1) 資質向上推進計画策定事業 医療関係者の代表等からなる資質向上推進委員会を開催し、<u>看護婦</u>の看護婦への移行教育の円滑な実施のために必要な事項や看護職員の資質の向上のために地域に必要な研修の計画立案、研修会等への参加を容易とする方法等について話し合い、推進計画の策定等による計画的な卒後教育の実施により、看護職員の資質の向上を図る。 なお、本計画については、下記の(2)～(5)の事項を盛り込むこととする。 (2) 専任教員再教育事業 (略) (3) 看護教員等養成事業 医療の高度化・専門分化に対応するため、看護婦等養成所のカリキュラム改正等が逐次行われ、専任教員配置の充実や実習場所の拡大等により教育内容の向上が図られており、その需要に対応するため、看護教員養成講習会及び実習指導者講習会を開催し、看護教員等の確保と資質の向上を図る。

職員に対し、各々の段階に応じた研修を実施し、専門性の高い看護職員
の育成を重点的に促進する。

(右削除)

(右削除)

3. 事業の実施

事業の実施については、資質向上推進計画策定事業は別紙1、専任教員
再教育事業は別紙2、看護職員臨床技能向上推進事業は別紙3、看護教員
等養成事業は、厚生省健康政策局長通知（平成10年3月4日付健政発第
241号「看護教員養成講習会実施要領について（通知）」及び平成6年
10月31日付健政発第783号「都道府県保健婦助産婦看護婦実習指導
者講習会の開催について」）によることを基本として、地域の事情に合わ
せた実施体制を確立する。

4 実施主体

看護職員資質向上推進事業の実施主体は都道府県とする。（ただし、2
の（4）に定める事業のうち、看護職員専門分野研修の実施主体について
は都道府県及び厚生労働大臣が認める者とする。）

また、事業の目的の達成のために必要があるときは、都道府県は事業を
関係団体に委託することができる。

5 国の補助
(略)

(4) 看護職員実務研修事業

看護職員が従事している領域の専門性の向上及び医療事故の防止等全
日的課題への対応を図るため、看護職員実務研修会を実施し、看護職員
の資質の向上を図る。

(5) 専門的看護ケア研修事業

メディカル・フロンティア戦略の推進の一環として、がん、心筋梗
塞、脳卒中、痴呆及び骨折患者に対する専門的な看護ケアを提供するた
め、専門的看護ケア研修事業を実施し、看護職員の資質の向上を図る。

3. 事業の実施

事業の実施については、資質向上推進計画策定事業は別紙1、専任教員
再教育事業は別紙2、看護職員実務研修事業は別紙3、専門的看護ケア研
修事業は別紙4、看護教員等養成事業は、厚生省健康政策局長通知（平成
10年3月4日付健政発第241号「看護教員養成講習会実施要領につい
て（通知）」及び平成6年10月31日付健政発第783号「都道府県保
健婦助産婦看護婦実習指導者講習会の開催について」）によることを基本
として、地域の事情に合わせた実施体制を確立する。

4 実施主体

看護職員資質向上推進事業の実施主体は都道府県とする。

ただし、事業の目的の達成のために必要があるときは、都道府県は事業
を関係団体に委託することができる。

5 国の補助
(略)

(別紙 1)

資質向上推進計画策定事業の実施について

1. 目的

現在地域において実施されている看護技術研修等の卒後教育については、公的な医療機関や比較的規模の大きな医療機関に勤務する看護職員は、参加が中心となっている。

このような現状から、都道府県において、医療関係者の代表等からなる資質向上推進委員会を開催し、看護職員の資質の向上のために地域に必要な教育機関・研修の計画立案や研修会等への参加を容易とする方法などについて話し合い、資質向上推進計画の策定等により計画的な卒後教育の実施を推進する。

2. 実施方法

(1) 委員会の設置

ア. (略)

イ. (略)

ウ. 作業委員会は、医療機関や関係団体などの看護卒後教育に関係する者を中心として、看護職員の資質の向上のために地域に必要な教育機関・研修の計画立案や研修会等への参加を容易とする方法等の検討を行う。

なお、研修希望状況の把握や卒後教育の実施機関の選定等を行う必要があると考えられるため、二次医療圏単位で委員会を設置することが望ましい。

エ. (略)

オ. (略)

(略)

(別紙 1)

資質向上推進計画策定事業の実施について

1. 目的

現在地域において実施されている看護技術研修等の卒後教育については、公的な医療機関や比較的規模の大きな医療機関に勤務する看護職員は、参加が中心となっている。

このような現状から、都道府県において、医療関係者の代表等からなる資質向上推進委員会を開催し、准看護婦の看護婦への移行教育の円滑な実施のために必要な事項や看護職員の資質の向上のために地域に必要な研修の計画立案や研修会等への参加を容易とする方法などについて話し合い、資質向上推進計画の策定等により計画的な卒後教育の実施を推進する。

2. 実施方法

(1) 委員会の設置

ア. (略)

イ. (略)

ウ. 作業委員会は、医療機関や関係団体などの看護卒後教育に関係する者を中心として、准看護婦の看護婦への移行教育の円滑な実施のために必要な事項や看護職員の資質の向上のために地域に必要な研修の計画立案や研修会等への参加を容易とする方法等の検討を行う。

なお、研修希望状況の把握や卒後教育の実施機関の選定等を行う必要があると考えられるため、二次医療圏単位で委員会を設置することが望ましい。

エ. (略)

オ. (略)

(略)

(別紙 2)

専任教員再教育事業の実施について

1. 目 的

(略)

2. 実施方法

(略)

3. 研修会の内容 (例)

(1) 看護教育内容の向上

ア. 在宅医療の推進と看護 (効果的な退院指導と在宅看護)

イ～カ (略)

キ. 看護倫理

ク. 医療安全

(2) 看護教育方法の向上

ア. 魅力ある看護教育 (少子化・高学歴志向)

イ. 自己学習能力の向上

ウ. 教育教材の工夫 (パソコンや視聴覚教材の活用)

エ. 削 除

(別紙 3)

看護職員臨床技能向上推進事業の実施について

1. 目 的

指導的立場に立つ熟練した看護職員及び実務経験 5 年以上の中堅看護職員に対し、各々の段階に応じた研修を実施し、専門性の高い看護職員の育成を重点的に促進する。

2. 実施方法

(1) 看護職員専門分野研修

特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる専門性の高い看護師の育成を促進する。

ア 実 施 期 間 1 コース当たり 6 か月間 (600 時間) 程度

(別紙 2)

専任教員再教育事業の実施について

1. 目 的

(略)

2. 実施方法

(略)

3. 研修会の内容 (例)

(1) 看護教育内容の向上

ア. 高齢化と長期慢性疾患の増加に伴う在宅医療・退院指導に対応した在宅看護

イ～カ (略)

(2) 看護教育方法の向上

ア. 准看護婦の看護婦への移行教育の実践

イ. 魅力ある看護教育 (少子化・高学歴志向)

ウ. 自己学習能力の向上

エ. 教育教材の工夫 (パソコンや視聴覚教材の活用)

イ 定 員 各コースごとに30人程度

ウ 研修会の内容 (例)

救急看護、創傷・オストミー・失禁、重症集中ケア、ホスピスケア、感染管理、糖尿病看護、がん化学療法看護、がん性疼痛看護、地域看護、訪問看護、新生児集中ケア、不妊看護等

(2) 中堅看護職員実務研修

ア 短期研修

看護職員の専門性の向上及び医療事故の防止等今日的課題への対応を図るため、実務経験おおむね5年以上の看護職員を対象として研修を実施し、看護職員の資質の向上を図る。

(ア) 実 施 期 間 1回当たり5日間程度

(おおむね1か月間の適当な日)

(イ) 実 施 回 数 年3回程度を1実施単位とする。

(ウ) 定 員 1回当たり40人程度

(エ) 研修会の内容 (例)

がん看護、感染看護、精神科看護、救急看護、リスクマネジメント、フィジカルアセスメント等

イ 中期研修

二大死因であるがん及び心筋梗塞、要介護状態の大きな原因となる脳卒中、痴呆及び骨折については、看護が患者の予後に大きく影響することから、先端的科学研究の知見を臨床看護に応用し、専門的な看護ケアを提供するため、看護職員を対象として研修を実施し、看護職員の資質の向上を図る。

(ア) 実 施 期 間 15日間程度

(うち5日間は専門病院での実地研修とする。)

(イ) 定 員 がん、心筋梗塞、脳卒中、痴呆、骨折の各コースごとに30人程度。

(ウ) 研修会の内容 (例)

a がん

(a) 最新の化学療法に対する看護

(b) 最新の放射線療法に対する看護

(c) 疼痛に対する看護

b 心筋梗塞

(a) 最新の治療法に対する看護

(b) 急性期の患者の観察とそれに対応した看護

(c) 心臓リハビリテーション

(d) 急性の意識混濁に対する看護

c 脳卒中

(a) 最新の治療法に対する看護

(b) 急性期の患者の観察とそれに対応した看護

(c) 急性期のベッド上でのリハビリテーションと早期離床に向け

た看護

(d) 急性の意識混濁に対する看護

d 痴呆

(a) 痴呆症状を起こししやすい疾患を予防する看護

(b) 問題行動に対する看護

(c) 薬物療法と看護

(d) 進行を遅らせ症状を安定させる看護

(e) 痴呆患者の人権擁護と看護

e 骨折

(a) 急性期の患者の観察とそれに応じた看護

(b) 急性期のベッド上でのリハビリテーションと早期離床に向け

た看護

(c) 早期離床のための補助用具（機器）の知識

(d) 転倒を予防するための看護

(e) 残存能力を維持するための看護

(右削除)

(別紙3)

看護職員実務研修事業の実施について

(略)

(右削除)

(別紙 4)
専門的看護ケア研修事業の実施について
(略)

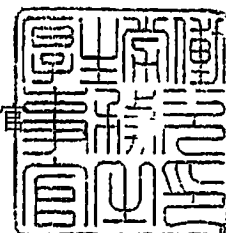
(抜粋)

厚生労働省発医政第1201002号

平成15年12月1日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働事務次官



医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金
及び臨床研修費等補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成12年12月7日厚生省発健政第252号厚生事務次官通知の別添「医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成15年4月1日より適用することとされたので通知する。

新 旧 対 照 表	
新	旧
医療関係者養成確保対策補助金、 医療関係者研修費等補助金交付要綱 臨床研修費等補助金交付要綱 (通 則) 1 (略) (交付の目的) 2 (略) (交付の対象) 3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) ア (略) イ 看護師等養成所運営事業 イ 看護師等養成所運営事業	医療関係者養成確保対策補助金、 医療関係者研修費等補助金交付要綱 臨床研修費等補助金交付要綱 (通 則) 1 (略) (交付の目的) 2 (略) (交付の対象) 3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) ア (略) イ 看護師等養成所運営事業 イ 看護師等養成所運営事業
看護師等養成所運営事業 平成15年9月1日医政発第0901005号厚生労働省医政局長通知 (ア) 平成15年9月1日医政発第0901005号厚生労働省医政局長通知 「看護師養成所2年課程(通信制)導入促進事業の実施について」 「看護師養成所2年課程(通信制)導入促進事業実施要綱」と (以下「看護師養成所2年課程(通信制)導入促進事業実施要綱」と いう。)に基づき都道府県が行う事業 (イ) 看護師等養成所(ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1条に規定する学校は除く。)の運営事業に対して都道府県が補助する 次に掲げる事業 a 次に掲げる者が行う看護師等養成所の運営事業 (a) 日本赤十字社 (b) 社会福祉法人 (c) 厚生農業協同組合連合会及びその連合会 (d) 国家公務員共済組合及びその連合会 (e) 健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (f) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (g) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (h) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (i) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 ただし、上記のうち(h)及び(i)については、学校教育法第82条 の2の規定による「専修学校」又は同法第83条の規定による「各種 学校」の認可を受けている者に限るものとする。 b 「看護師養成所2年課程(通信制)導入促進事業実施要綱」に基づ き次に掲げる者が行う看護師養成所2年課程(通信制)導入促進事業	看護師等養成所運営事業 平成15年9月1日医政発第0901005号厚生労働省医政局長通知 (ア) 平成15年9月1日医政発第0901005号厚生労働省医政局長通知 「看護師養成所2年課程(通信制)導入促進事業の実施について」 「看護師養成所2年課程(通信制)導入促進事業実施要綱」と (以下「看護師養成所2年課程(通信制)導入促進事業実施要綱」と いう。)に基づき都道府県が行う事業 (イ) 看護師等養成所(ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1条に規定する学校は除く。)の運営事業に対して都道府県が補助する 次に掲げる事業 a 次に掲げる者が行う看護師等養成所の運営事業 (ア) 日本赤十字社 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 厚生農業協同組合連合会及びその連合会 (エ) 国家公務員共済組合及びその連合会 (オ) 健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (キ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (ク) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (ケ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 次に掲げる者が行う看護師等養成所(ただし、学校教育法(昭和22 年法律第26号)第1条に規定する学校は除く。)の運営事業に対して都 道府県が補助する事業 (ア) 日本赤十字社 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 厚生農業協同組合連合会及びその連合会 (エ) 国家公務員共済組合及びその連合会 (オ) 健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (キ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (ク) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (ケ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 ただし、上記のうち(ク)及び(ケ)については、学校教育法第82条の2 の規定による「専修学校」又は同法第83条の規定による「各種学校」 の認可を受けている者に限るものとする。

- (a) 日本赤十字社
- (b) 社会福祉法人
- (c) 厚生農業協同組合連合会
- (d) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (e) 健康保険組合及びその連合会
- (f) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (g) 学校法人及び準学校法人
- (h) 医療法人
- (i) 民法法人
- (j) その他厚生労働大臣が認める者

ウ 歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業
平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき都道府県が行う歯科衛生士養成所の巡回臨床実習教育事業及び次に掲げる者が行う歯科衛生士養成所の巡回臨床実習教育事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)～(エ) (略)

エ 看護職員資質向上推進事業
平成11年6月11日健政発第696号厚生省健康政策局長通知「看護職員資質向上推進事業の実施について」に基づき都道府県及び厚生労働大臣が認める者が行う事業

オ～ク (略)

(2) 医療関係者研修費等補助金
(右削除)

ア 臨床研修必修化準備事業
平成15年5月21日医政発第0521003号厚生労働省医政局長通知「臨床研修必修化準備事業の実施について」に基づき財団法人医療研修推進財団が行う事業

イ 中央ナースセンター（看護職員確保センター）事業
(略)

ウ 臨床研修等指導医養成講習会事業
(ア) 医師
平成7年10月31日健政発第839号厚生省健康政策局長通知「臨床研修等指導医養成講習会の実施について」に基づき臨床研修協議会が行う事業

ウ 歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業
昭和61年8月14日健政発第533号厚生省健康政策局長通知「歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業の実施について」に基づき都道府県が行う、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた歯科衛生士養成所（以下「歯科衛生士養成所」）と、いづかの巡回臨床実習教育事業及び次に掲げる者が行う歯科衛生士養成所の巡回臨床実習教育事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)～(エ) (略)

エ 看護職員資質向上推進事業
平成11年6月11日健政発第696号厚生省健康政策局長通知「看護職員資質向上推進事業の実施について」に基づき都道府県が行う事業

オ～ク (略)

(2) 医療関係者研修費等補助金
ア 診療情報提供環境整備事業
平成12年3月31日健政発第436号厚生省健康政策局長通知「診療情報提供環境整備事業の実施について」に基づき日本診療録管理学会、財団法人医療研修推進財団、財団法人歯科医療研修振興財団及び社団法人日本医師会が行う事業

イ 臨床研修必修化準備事業
平成12年5月29日健政発第655号厚生省健康政策局長通知「臨床研修必修化準備事業の実施について」に基づき財団法人医療研修推進財団が行う事業

ウ 中央ナースセンター（看護職員確保センター）事業
(略)

エ 臨床研修等指導医養成講習会事業
(ア) 医師
平成7年10月31日健政発第839号厚生省健康政策局長通知「臨床研修等指導医養成講習会の実施について」に基づき臨床研修研究会が行う事業

(4) ～ (7) (略)

工 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業
(略)

才 薬剤師実務研修事業

平成15年7月17日薬食発第0717003号厚生労働省医薬食品局長通知「薬剤師実務研修事業の実施について」に基づき財団法人日本薬剤師研修センターが行う事業

力 薬局機能評価検討事業

平成15年7月17日薬食発第0717002号厚生労働省医薬食品局長通知「薬局機能評価検討事業の実施について」に基づき財団法人日本薬剤師会が行う事業

(3) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業
ア・イ (略)

(交付額の算定方法)

4 これらの補助金の交付額は、次の(1)のア～ク、(2)のア～カにより算出された額の合計額及び次の(3)より算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 医療関係者養成確保対策費等補助金

ア 看護師等修学資金貸与事業
都道府県が当該修学資金の貸与事業として貸与する額から前年度の当該修学資金の返還金(以下「返還金」という。)に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額とする。当該修学資金の貸与事業として貸与する額から返還金に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額に、同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 看護師等養成所運営事業

(7) 3の(1)のイの(7)に掲げる都道府県が行う事業

a 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。
b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ただし、別表15の都にあっては、aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) ～ (7) (略)

才 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業
(略)

力 薬剤師実務研修事業

平成13年6月12日医薬発第6228号厚生労働省医薬品局長通知「薬剤師実務研修事業の実施について」に基づき財団法人日本薬剤師研修センターが行う事業

主 薬局機能評価検討事業

平成14年3月29日医薬発第0329010号厚生労働省医薬品局長通知「薬局機能評価検討事業の実施について」に基づき財団法人日本薬剤師会が行う事業

(3) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業
ア・イ (略)

(交付額の算定方法)

4 これらの補助金の交付額は、次の(1)のア～ク、(2)のア～キにより算出された額の合計額及び次の(3)より算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 医療関係者養成確保対策費等補助金

ア 看護師等修学資金貸与事業
都道府県が当該修学資金の貸与事業として貸与する額から前年度の当該修学資金の返還金(以下「返還金」という。)に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額とする。当該修学資金の貸与事業として貸与する額から返還金に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額に、同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 看護師等養成所運営事業

- (4) 3の(1)のイの(i)のa・bに掲げる者が行う事業に対して都道府県が補助する事業
府県が補助する事業
a 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。
b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もつとも少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ウ 歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業

- (7) 都道府県が行う事業
a (略)
b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
ただし、別表1.5の都にあっては、aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) (略)

エ 看護職員資質向上推進事業

- (7) (略)
(4) (7)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。
ただし、別表1.5の都にあっては、(7)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

オ (略)

カ 看護職員確保対策特別事業

- (7) (略)
(4) (7)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。
ただし、別表1.5の都にあっては、(7)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

キ 看護職員就労確保総合支援事業

- (7) (略)
(4) (7)により選定された額と第3欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

- 3の(1)のイに掲げる者が行う事業に対して都道府県が補助する事業
(7) 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

- (4) (7)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もつとも少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ウ 歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業

- (7) 都道府県が行う事業
a (略)
b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
ただし、別表1.6の都にあっては、aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) (略)

エ 看護職員資質向上推進事業

- (7) (略)
(4) (7)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
ただし、別表1.6の都にあっては、(7)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

オ (略)

カ 看護職員確保対策特別事業

- (7) (略)
(4) (7)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。
ただし、別表1.6の都にあっては、(7)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

キ 看護職員就労確保総合支援事業

- (7) (略)
(4) (7)により選定された額に2分の1を乗じて得た額と第3欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ただし、別表15の都にあっては、(7)により選定された額と基準額とを比較して、少ない方の額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

ク (略)

(2) 医療関係者研修費等補助金
(右削除)

ア 臨床研修必修化準備事業

(7) 別表8の第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(4) (7)により選定された額に2分の1を乗じて得た額と第3欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

イ 中央ナースセンター(看護職員確保センター)事業

(7) 別表9の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(4) (略)

ウ 臨床研修等指導医養成講習会事業

(7) 別表10の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(4) (略)

エ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

(7) 別表11の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(4) (略)

オ 薬剤師実務研修事業

(7) 別表12の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(4) (略)

カ 薬局機能評価検討事業

(7) 別表13の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

ただし、別表16の都にあっては、(7)により選定された額に2分の1を乗じて得た額と基準額とを比較して、少ない方の額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

ク (略)

(2) 医療関係者研修費等補助金

ア 診療情報提供環境整備事業

(7) 別表8の第3欄に定める事業ごとと基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(4) (7)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

イ 臨床研修必修化準備事業

(7) 別表9の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(4) (7)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ウ 中央ナースセンター(看護職員確保センター)事業

(7) 別表10の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(4) (略)

エ 臨床研修等指導医養成講習会事業

(7) 別表11の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(4) (略)

オ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

(7) 別表12の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(4) (略)

カ 薬剤師実務研修事業

(7) 別表13の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(4) (略)

キ 薬局機能評価検討事業

(7) 別表14の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) 略

(3) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業

(7) 別表14の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) 略

(交付額の下限)

5 (略)

(交付の条件)

6 これらの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
(1) ～ (16) (略)

(申請の手続)

7 これらの補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
(1) ～ (2) (略)

(変更申請手続)

8 (略)

(交付決定までの標準的期間)

9 これらの補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
(1) ～ (2) (略)

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 これらの補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
(1) ～ (2) (略)

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) 略

(3) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業

(7) 別表15の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) 略

(交付額の下限)

5 (略)

(交付の条件)

6 これらの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
(1) ～ (16) (略)

(申請の手続)

7 これらの補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
(1) ～ (2) (略)

(変更申請手続)

8 (略)

(交付決定までの標準的期間)

9 これらの補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
(1) ～ (2) (略)

(実績報告)

10 これらの補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
(1) ～ (2) (略)

(その他)

11 特別の事情により、4、7、8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表1
ア. 都道府県が行う事業

1区分	2種目	3基	準	額	4対象経費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業 次に掲げる1及び2の合計額			「看護師養成所2年課程(通信制)」の設置準備に必要な次に掲げる経費
		1	設置準備委員会経費1か所当たり 593,000円		1 設置準備委員会経費 報償費(謝金)、旅費、需用費(会議費)、委託料(内訳は上記に掲げる経費とする。)
		2	専任教員等配置経費1か所当たり 14,047,000円		2 専任教員等配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費、費用(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教員経費のうちア～イに該当するものとする。)
					(2) 添削指導員経費 ア 添削指導員給与費 イ 添削指導員人当庁費、備用品(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記添削指導員経費のうちア～イに該当するものとする。)
					(3) 事務職員経費 ア 事務職員給与費 イ 委託料(上記事務職員給与費とする。)
					(注) 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)第2条第4号、第3条第4号、第4条第1項第4号、第4条第2項第4号、第5条第4号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。

イ. 都道府県が補助する事業

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費 等 補 助 金		a 看護師等養成所運営事業 次に掲げる課程ごとの(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)の合計額 1 保健師養成所 (1) 養成所1か所当たり 8,358,000円 (2) 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 2,229,000円 (3) 略 (4) 生徒数に1人当たり9,700円を乗じて得た額 (5) 統合カリキュラム校への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に對応するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり 3,344,000円 2 助産師養成所 (1) 養成所1か所当たり 7,932,000円 (2) 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 2,229,000円 (3) 略 (4) 生徒数に1人当たり26,000円を乗じて得た額 (5) 統合カリキュラム校への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に對応するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり 3,344,000円 3 看護師(3年課程)養成所 (全日制) (1) 養成所1か所当たり 16,327,000円 (2) 統合カリキュラム実施施設 6,688,000円 (3) 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに 2,229,000円	看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費 1～5 (略)

別表1

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費 等 補 助 金		次に掲げる課程ごとの(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)の合計額 1 保健師養成所 (1) 養成所1か所当たり 8,524,000円 (2) 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 2,275,000円 (3) 略 (4) 生徒数に1人当たり10,900円を乗じて得た額 (5) 統合カリキュラム校への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に對応するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり 3,413,000円 2 助産師養成所 (1) 養成所1か所当たり 8,088,000円 (2) 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 2,275,000円 (3) 略 (4) 生徒数に1人当たり27,600円を乗じて得た額 (5) 統合カリキュラム校への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に對応するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり 3,413,000円 3 看護師(3年課程)養成所 (全日制) (1) 養成所1か所当たり 16,658,000円 (2) 統合カリキュラム実施施設 6,826,000円 (3) 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに 2,275,000円	看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費 1～5 (略) (注) 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)第2条第4号、第3条第4号、第4条第1項第4号、第4条第2項第4号、第5条第4号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。

- (4) 略
(5) 生徒数に1人当たり15,700円を乗じて得た額
(6) 略
(7) 統合カリキュラム校への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に對するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり
3,344,000円

- (定時制)
(1) 養成所1か所当たり
12,245,000円
(2) 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに
1,672,000円
(3) 略
(4) 生徒数に1人当たり15,700円を乗じて得た額
(5) 略
(6) 統合カリキュラム校への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に對するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり
3,344,000円

4. 看護師(2年課程)養成所
(全日制)
(1) 養成所1か所当たり
13,458,000円
(2) 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに
2,229,000円
(3) 略
(4) 生徒数に1人当たり17,900円を乗じて得た額
(5) 略
(6) 統合カリキュラム校への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に對するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり
3,344,000円

- (定時制・通信制)
(1) 養成所1か所当たり
10,093,000円
(2) 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに
1,672,000円
(3) 略
(4) 生徒数に1人当たり17,900円を乗じて得た額
(5) 略
(6) 統合カリキュラム校への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に對するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり
3,344,000円

5. 看護師養成所
(1) 養成所1か所当たり
8,146,000円
(2) 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに

- (4) 略
(5) 生徒数に1人当たり17,000円を乗じて得た額
(6) 略
(7) 統合カリキュラム校への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に對するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり
3,413,000円

- (定時制)
(1) 養成所1か所当たり
12,493,000円
(2) 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに
1,706,000円
(3) 略
(4) 生徒数に1人当たり17,000円を乗じて得た額
(5) 略
(6) 統合カリキュラム校への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に對するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり
3,413,000円

4. 看護師(2年課程)養成所
(全日制)
(1) 養成所1か所当たり
13,729,000円
(2) 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに
2,275,000円
(3) 略
(4) 生徒数に1人当たり19,200円を乗じて得た額
(5) 略
(6) 統合カリキュラム校への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に對するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり
3,413,000円

- (定時制・通信制)
(1) 養成所1か所当たり
10,296,000円
(2) 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに
1,706,000円
(3) 略
(4) 生徒数に1人当たり19,200円を乗じて得た額
(5) 略
(6) 統合カリキュラム校への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に對するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり
3,413,000円

5. 看護師養成所
(1) 養成所1か所当たり
8,304,000円
(2) 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに

2, 229, 000円

(3) 略
(4) 生徒数に1人当たり13, 300円を乗じて得た額

(5) 略
(6) 看護師養成所への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に对应するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり
3, 344, 000円

(7) 統合カリキュラム校への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に对应するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり
3, 344, 000円

(注)

1～2 (略)

3. へき地等の地域は次のとおりとする。
(1) へき地等の地域(ただし、「市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日法律第6号)」に基づき、平成17年3月31日までに合併が行われた市町村については、人口5万人を超えた場合においても、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度については、なお、従前の例による。)の市町村であつて、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するもの。
ア～エ (略)

(2) (略)

b 「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業

次に掲げる1及び2の合計額

1 設置準備委員会経費1か所当たり
593, 000円

2 専任教員等配置経費1か所当たり
14, 047, 000円

2, 275, 000円

(3) 略
(4) 生徒数に1人当たり14, 500円を乗じて得た額

(5) 略
(6) 看護師養成所への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に对应するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり
3, 413, 000円

(7) 統合カリキュラム校への変更を予定している養成所が、看護師学校養成所指定基準に对应するため、先行して専任教員増員を図る養成所1か所当たり
3, 413, 000円

(注)

1～2 (略)

3. へき地等の地域は次のとおりとする。
(1) へき地等の地域(人口5万人未満の市町村であつて、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するもの)
ア～エ (略)

(2) (略)

「看護師養成所2年課程(通信制)」の設置準備に必要な次に掲げる経費

1 設置準備委員会経費
親償費(謝金)、旅費、雑用費(会議費)、委託料(内訳は上記に掲げる経費とする。)

2 専任教員等配置経費
(1) 教員経費
ア 専任教員給与費
イ 専任教員手当費、福利厚生費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、役務費(通信運搬費)、植利厚生費
ウ 委託料(上記教員経費のうちア～イに該当するものとする。)

(2) 添削指導員経費
ア 添削指導員給与費

1 添削指導員人当り費、
需用費(消耗品費、印刷
製本費)、備品購入費、
役務費(通信運搬費)、
福利厚生費
ウ 委託料(上記添削指導
員経費のうちア～イに該
当するものとする。
(3)事務職員経費
ア 事務職員給与費
イ 委託料(上記事務職員
給与費とする。)

別表2 (略)

別表3

1 区分	2 種目	3 基 準	額	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費		資質向上推進計画策定事業	1, 0 1 6 千円	資質向上推進計画策定事業の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）
	看 護 職 員 資 質 向 上 推 進	専任教員再教育事業	1, 0 3 0 千円	専任教員再教育事業の実施に必要な次に掲げる経費（内訳は上記に掲げる経費とする。）
		看護教員養成講習会事業 定員 4 5 人以上	5, 4 8 3 千円	看護教員養成講習会事業の実施に必要な次に掲げる経費（内訳は上記に掲げる経費とする。）
		定員 3 0 人以上 4 5 人未満	5, 3 5 5 千円	
		実習指導者講習会事業	2, 2 0 2 千円	実習指導者講習会事業の実施に必要な次に掲げる経費（内訳は上記に掲げる経費とする。）
		看護職員臨床技能向上推進事業		看護職員臨床技能向上推進

別表2 (略)

別表3

1 区分	2 種目	3 基	準	額	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費		資質向上推進計画策定事業		1, 7 8 1 千円	資質向上推進計画策定事業 の実施に必要な次に掲げる経 費 賃金、報償費、旅費、需用 費、委託料(内訳は上記に掲 げる経費とする。)
	看 護 職 員 資 質 向 上 推 進	専任教員再教育事業		1, 9 3 0 千円	専任教員再教育事業の実施 に必要な次に掲げる経費(内 訳は上記に掲げる経費とす る。)
		看護教員養成講習会事業 定員45人以上		7, 4 7 1 千円	看護教員養成講習会事業の 実施に必要な次に掲げる経費 (内訳は上記に掲げる経費とす る。)
		定員30人以上45人未満		7, 3 0 7 千円	
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費		実習指導者講習会事業		2, 8 5 6 千円	実習指導者講習会事業の実 施に必要な次に掲げる経費 (内訳は上記に掲げる経費とす る。)

等補助金	事業	次に掲げる事項ごとの1及び2の合計額	事業の実施に必要な次に掲げる経費 (報償費、旅費、委託料(内訳は上記に掲げる経費とする。))
	1 看護職員専門分野研修 1 コース当たり	4,414千円	
	2 中堅看護職員実務研修 (1) 短期研修 1 実施単位当たり	515千円	
	(2) 中期研修 1 カ所当たり	2,713千円	
	(右削除)		(右削除)
	(右削除)		(右削除)

別表 4

1 区分	2 種目	3 基	準	額	4 対 象	経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	障害者就労環境整備促進事業	I 就労分野 II 障害者分野 III 医療分野 IV 建築分野		1,793千円 1,793千円 1,953千円 1,793千円	(略)	

別表 5 (略)

等補助金	進事業	看護職員実務研修事業 1 実施単位当たり	看護職員実務研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 (賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料(内訳は上記に掲げる経費とする。))
		1,018千円	
	専門的看護ケア研修事業 1 コース当たり	847千円	専門的看護ケア研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 (賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料(内訳は上記に掲げる経費とする。))

別表 4

1 区分	2 種目	3 基	準	額	4 対 象	経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	障害者就労環境整備促進事業	I 就労分野 II 障害者分野 III 医療分野 IV 建築分野		1,794千円 1,794千円 1,957千円 1,794千円	(略)	

別表 5 (略)